

## 令和4年度上期備品等・施設整備助成事業の完了報告書の提出期限の延長について

当財団ホームページに掲載の「備品等・施設整備の助成事業 8.助成事業の完了報告書の提出」において、完了報告書の提出期限を備品等は原則1か月以内（車両は2か月以内）、施設整備は原則2か月以内としていましたが、コロナ禍の影響によりエアコンや洗濯機など家電生産などに必要な部品である半導体等の不足や中国のロックダウンによる工場の操業停止などを受けて、製品の納期が遅れている状況があります。このことから、助成備品等の入荷に遅れが生じることが考えられるため、今年度上期の完了報告書の提出期限を延長することとします。

### 完了報告書の提出期限

- (1) 備品等の提出期限は原則1か月以内→原則2か月以内（車両は4か月以内）
- (2) 施設整備の提出期限は原則2か月以内→原則4か月以内